

報告事項

外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加について

1 概要

一括承認事項として「捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合」の基準に該当するときは、個人情報の「外部提供」を行うものとして差し支えないものとして承認を得ている。

この度、承認基準に該当する法令名について、民事執行法第 18 条を「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として追加したので、報告する。

2 承認基準への追加事項（追加箇所下線部）

外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	外部提供項目
1 捜査機関、裁判所、弁護士会 等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合 (犯罪の容疑、非行、民事訴訟等)	* 刑事訴訟法第 197 条第 2 項 (捜査に必要な取調べ) * 刑事訴訟法第 279 条 (公務所等に対する照会) * 刑事訴訟法第 507 条 (公務所等に対する照会) * 少年法第 16 条 (援助、協力) * 出入国管理及び難民認定法第 28 条 (違反調査に必要な取調べ及び報告の要求) * 出入国管理及び難民認定法第 59 条の 2 第 3 項 (事実の調査) * 出入国管理及び難民認定法第 61 条の 8 (関係行政機関の協力) * 民事訴訟法第 186 条 (調査の嘱託) * 民事訴訟法第 226 条 (文書送付の嘱託) * 弁護士法第 23 条の 2 (報告の請求) * 刑事訴訟法第 218 条 (令状による差押え等) * 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第 13 条第 2 項 (裁定のための調査等) * 道路交通法第 51 条の 5 第 2 項 (報告徴収等) * 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 12 条第 2 項 (公務所等に対する照会) * 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第 10 条 (裁判員候補者の本籍照会の方法) * 検察審査会法第 12 条の 6 (公務所等に対する照会) * 検察審査会法施行令第 8 条の 3 (検察審査員候補者の本籍照会の方法) * 関税法第 105 条の 3 (官公署等への協力要請) * 関税法第 119 条第 2 項 (官公署等に対する照会) * 国税通則法第 131 条第 2 項 (官公署等に対する照会) * 家事事件手続法第 62 条 (調査の嘱託等) * <u>民事執行法第 18 条 (官庁等に対する援助請求等)</u>	